

とばっ子カード登録のご案内



鳥羽市健康福祉課子育て支援室

とばっ子カード事業は、市内に在住し18歳以下のお子さまを育てている世帯を対象に、市が「とばっ子カード」を発行し、市内の協賛事業所や県内の三重県子育て家庭応援クーポン協賛店を利用する際に「とばっ子カード」を提示することで、商品の割引やプレゼントなど協賛事業所が設けた特典を受けることができるしくみです。「とばっ子カード」はスマートフォンのLINEアプリ（鳥羽市LINE公式アカウント）より取得していただけます。下記の手順をご確認いただき、カード取得の手続きをお願いします。

とばっ子カードの取得について

- 取得できるのは、**対象世帯の方のみ**です。
- 対象世帯のどなたのスマートフォンにも「とばっ子カード」の登録が可能です。
- 一度登録すると、**世帯の最年少のお子さまが18歳に達して最初の3月31日まで継続利用可能です。**

とばっ子カードの詳細はこちら♡



特典が得られるお店一覧はこちら♡

とばっ子カード協賛事業所

三重県子育て応援クーポン事業協賛店舗

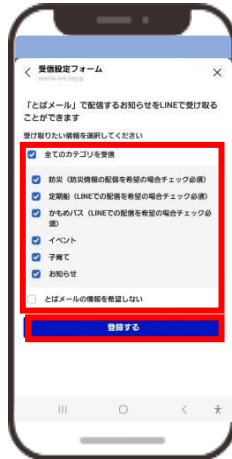
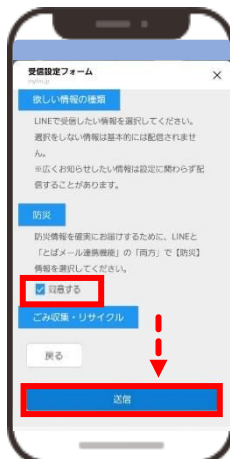
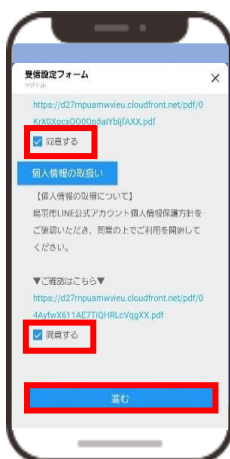
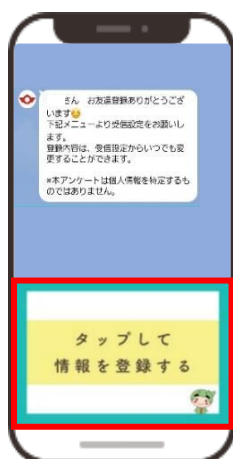


とばっ子カード取得の手続き方法

1. 鳥羽市LINE公式アカウントへ登録を行う



- 1 QRコードを読み取り、鳥羽市LINE公式アカウントへお友達登録を行う
- 2 「タップして」情報を登録する
- 3 「適正利用」、「個人情報の取扱い」を確認し、「進む」をタップ
- 4 「欲しい情報の種類」を選択し、「進む」をタップ
- 5 「登録者の情報」を入力
- 6 「とばメール」で受け取りたい情報を選択する



次は、裏面の手順にそって、とばっ子カードの登録をしてね♡



2. とばっ子カードの登録を行う

- 1 子育て支援のタブの「とばっ子カードを取得する」をタップ
- 2 表示されたメッセージのカード登録をタップ
- 3 「登録フォーム」をタップ
- 4 記載内容を確認のうえ、「登録に進む」にチェックし、「進む」をタップ
- 5 「利用者の情報」、「世帯主の情報」を入力



- 6 「お子さまの情報」 * お子さまが複数名いる場合は最年少のお子さまの情報 を入力し、「送信」をタップ



ご注意ください!!



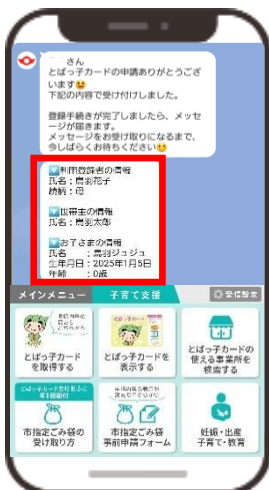
*** 最年少のお子さまの情報を入力してください ***

- とばっ子カードの有効期限は登録されたお子さまの年齢に基づき設定されます。 年長のお子さまの情報を入力されると、下にお子さまがいても年長のお子さまの有効期限を迎えると、カードが表示されなくなります。
- 世帯に新たにお子さまが誕生された場合は、 誕生されたお子さまの情報で再度登録してください。

- 7 登録内容を確認
※入力を行った場合は、手順①より再登録可能です。

市が登録内容を確認し、承認するとカードが発行され、登録手続き完了のお知らせが届きます。夜間、土日祝日は発行されないため、発行までに数日かかる場合があります。

- 8 「とばっ子カードを表示する」をタップし、カードが表示されることを確認



市が確認

